

令和5年度千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会における意見等への
県の考え等について

1 千葉県における廃棄物処理等の現状について（報告事項）

| 委員 | 該当箇所 | 意見等 | 県の考え等 |
|------|--------------|--|--|
| 宮脇委員 | 資料1 資料1-1 | 感染症関連の時期を経て、一般廃棄物については県民による排出量減少への取り組みの成果が徐々に回復してきたと判断できます。引き続き、市町村への情報提供、各種協力をお願いいたします。 | 一般廃棄物の排出量減少に資するため、引き続き、市町村や関係一部事務組合に対し、情報提供及び各種協力を行ってまいります。 |
| | | 産業廃棄物に関しては、事業者への排出抑制への情報提供、指導などをお願いいたします。 | 排出事業者に対し、法令改正等の情報提供や講習会・研修等の機会を通じて、産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発を引き続き行ってまいります。 また、建設業、製造業、医療業等の排出事業者を中心に立入検査を実施し、引き続き法令遵守等を指導してまいります。 |
| 藤倉委員 | 資料1 資料1-1 | 一廃の排出原単位は概ね減少傾向にあり、目標達成には至りませんが進捗があると評価します。一方、産廃については排出・処理量の分析しかありませんが、今後は、例えば製品出荷額などの売り上げから算出するような、資源生産性（環境効率性）を表す指標（例：出荷額／排出量（又は最終処分量））も分析されるとよいと思います。 | 御意見を踏まえ、請負工事金額や製造品出荷額等の指標を活用しながら、分析を行ってまいります。 |
| 岩楯委員 | 資料1 資料1-1 | 廃棄物処理等の現状については理解できた。目標には届かないが減少方向でいることは間違いない。今後大事な指標は出口側の循環利用率だと思う。家庭から出る容器包装プラで作られるリサイクルペットが売れなかったり、産業廃棄物のコンクリートガラや再生砂利も使用されない状況が続く。行政は、出口戦略も同時に考えるべきではないか。 | 御指摘のとおり、出口戦略は重要であると考えております。 県では、再生資材について、公共工事における利用促進を引き続き図ってまいります。 また、再生資材の利用方法等について関係者や行政が把握できる効果的な仕組みを構築するよう、引き続き国に要望を行ってまいります。 |

| 委員 | 該当箇所 | 意見等 | 県の考え等 |
|------|-----------|--|--|
| 中村委員 | 資料1 P3 | <p>P3「④最終処分量」で「溶融炉稼働による焼却残渣の資源化が進んだ」に絡み、質問をさせていただきます。溶融炉稼働に必要なエネルギーとCO2排出と、最終処分量の減少との兼ね合いについてです。</p> <p>最終処分量が減る、建設資材等にスラグが利用されることは良いことだと思いますが、そのための負担（溶融炉稼働）が見合うものなのか、実情を教えてください。</p> | <p>溶融炉稼働に伴い必要となるエネルギーやCO2排出量が、溶融炉稼働により削減される最終処分量に見合うものかどうかについては、環境影響への側面がそれぞれ異なることから、一概に示すことは難しいと考えています。</p> <p>なお、溶融炉は、一般的に他の焼却方式（ストーカー式・流動床式）と比較した場合、燃料使用量や二酸化炭素排出量が多い傾向にありますが、施設規模を大きくしたり、発電効率（熱回収）を向上させることで、二酸化炭素排出量の低減を図ることができるとされています。</p> |

2 廃棄物処理計画の施策の取組状況について（報告事項）

| 委員 | 該当箇所 | 意見等 | 県の考え等 |
|------|----------------------|--|---|
| 宮脇委員 | 資料2 資料2-1 | <p>県の施策の取組は、計画にそって丁寧に進められていると判断できます。取組施策が多いため、次期計画では精査し、可能な場合は項目の統合なども検討されることを望みます。</p> | <p>次期計画策定に当たっては、取組施策について、可能な範囲で項目の統合について検討してまいります。</p> |
| 藤倉委員 | 資料2-1 P43、 P44 | <p>資料2-1のP43の指導監視体制の整備で、「令和5年度の取組状況」の進捗状況が「未確定」となっていますが、これはどのような意味ですか。（内容にてらして未確定でよいのですか。）また、資料2-1のP44の撤去指導等で、「令和5年度の取組状況」の進捗状況が「-（8箇所実施予定）」となっていますが、「-」はどのような意味ですか。未確定とはどのように異なるのですか。</p> | <p>資料2-1の「令和5年度の取組状況」の進捗状況において、定量的な指標を設定した取組は、令和5年10月末時点の状況を具体的な数量で記載しています。定量化が困難な取組は、「令和5年度の取組状況」に記載した内容の実施の有無により、「○」「×」で評価していますが、年度内に実施予定であるものの未完了であるものは、「-」としています。</p> <p>P43に記載の「未確定」は、定量的な指標として設定した「令和5年度の新たな不法投棄量」が令和5年10月末時点で「未確定」であることを示していますが、集計前で</p> |

| 委員 | 該当箇所 | 意見等 | 県の考え等 |
|------|-------------|--|--|
| | | | <p>あるため「未確定」はやむを得ないと考えています。</p> <p>P44 に記載の「－（8箇所実施予定）」の「－」は、年度内に実施予定であるものの令和5年10月末時点では未完了を示しています。</p> |
| 岩楯委員 | 資料2-1 P9～16 | <p>食品ロス削減で再利用については、飼料活用が少し触れられているが、実際に排出された物のリサイクル調査が無い。飼料の他、肥料やメタン発酵なのでリサイクルについても調査した方が良い。</p> | <p>「千葉県バイオマス活用推進計画」の中間とりまとめ (https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/biomass/documents/h2709matome.pdf) において、H26年度の食品廃棄物中のバイオマス利用率は、48%となっています。</p> <p>なお、R4年1月から12月の生ごみ堆肥の農用地向け生産量は5,220トンでした。</p> <p>現在、新しいバイオマス計画を策定しましたので、その取組の中で調査を実施してまいります。</p> |
| | | <p>ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化は、人口減少する中、千葉県でも大事な課題だと考える。一つの施設を作るにも5年～10年かかるため、記載の通り、県が積極的係り、進めることが大事だと思う。</p> | <p>御意見のとおり、ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化は、重要であると考えています。</p> <p>県では昨年度に引き続き、市町村・一部事務組合との意見交換会を開催し、情報提供等を行うとともに各団体の考え方を丁寧に確認しながら、広域化・集約化の具体的な枠組みを検討してまいります。</p> |
| | | <p>産業廃棄物処理施設の整備、公共的廃棄物を扱う民間事業者は、資源循環社会を構築するためには必要不可欠である。施設の改築や新規は作りづらい環境があるので、県も指導だけでは無く、積極的に関与すべきではないか。</p> | <p>産業廃棄物処理施設は民間事業者による整備が基本ですが、適正処理や資源化が困難な廃棄物（例：高濃度 PCB）や中小事業者のための処理施設については、行政が関与した施設整備もひとつの選択肢と考えられます。</p> <p>最終処分場は計画段階から設置までに時間を要することや、大規模な災害が発生した場合に県内の最終処分場の残余容量が大きく減少する可能性があることなどから、公共関与による施設整備の可能性について必要な検討を行います。</p> |

| 委員 | 該当箇所 | 意見等 | 県の考え等 |
|------|--------------|---|---|
| 中村委員 | 資料2-1 P27 | P27「循環産業の構築に向けた関係団体との連携強化」で、プラスチックリサイクルについて業界への働きかけをされていることがわかりましたが、県民に対しては「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）をどのように普及啓発されるのか、その計画を教えてください。 | プラ新法に係る県民への普及啓発については、プラスチックごみの削減やリサイクルを推進する取組である「ちばプラごみ削減エコスタイル」で実施する各種イベント及び九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会において省資源宣言企業と連携して取り組むキャンペーン等を通して行ってまいります。 |